

埼玉県借上型県営住宅制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県借上型県営住宅制度要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、埼玉県借上型県営住宅制度を実施する上での細目を定めることを目的とする。

(土地所有者等の要件)

第2条 借上型県営住宅を建設等する土地所有者等については、事業実施上の資力、信用を有し、次の各号に該当しない者（法人の場合にはその役員を含む。）であること。

(1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号及び第6号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(事業計画承認の手続)

第3条 申請者は、要綱第4条第1項の規定による事業計画の承認を受けようとするときは、第1号様式に別表第1に定める図書その他の書類を添付し、知事に申請するものとする。

(事業計画の承認の様式)

第4条 要綱第6条第1項の規定による申請者への通知は、第2号様式によるものとする。

(賃貸借予定に関する協定の締結)

第5条 知事は、前条の規定による事業計画承認通知後速やかに、要綱第7条の規定により、承認事業者と第3号様式の協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

(建設工事の着手届)

第6条 承認事業者は、借上型県営住宅等の建設工事に着手したときは、速やかに第4号様式により、知事に届け出るものとする。

(建設工事の完了届)

第7条 承認事業者は、借上型県営住宅等の建設工事が完了したときは、速やかに第5号様式により、知事に届け出るものとする。

(事業計画承認の変更)

第8条 承認事業者は、事業計画の変更を行おうとするときは、第6号様式により、別表第2に定める図書その他の書類を添付し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更の事由がやむを得ないものであり、かつ変更後の計画が借上型県営住宅等として借り上げることに支障がないと判断した場合は、変更承認を行うことができる。

3 知事は、前項の変更承認を行うに当たっては、必要な条件を付し第7号様式により通知するものとする。

4 知事が定める軽微な変更は、次の各号に該当する事業計画の変更で、承認事業者は、

第8号様式に別表第2に定める図書その他の書類を添付し、知事に届け出るものとする。

- (1) 借上型県営住宅以外の部分に係る計画の変更
- (2) 各住戸の床面積の1割以内の変更（変更後の床面積が、整備基準に適合するものに限る。）

（賃貸借契約の締結）

第9条 知事は、借上型県営住宅等の建設事業の完了後速やかに、要綱第9条の規定に基づく契約を第9号様式により、承認事業者と締結するものとする。

（賃借権の登記）

第10条 知事は、前条第1項の賃貸借契約の締結後速やかに、当該借上型県営住宅等に対する賃借権設定登記を行うものとする。

（借上型県営住宅等の住宅名称）

第11条 承認事業者は、借上型県営住宅等の名称について希望する名称があるときは、第10号様式により知事に提出するものとする。

- 2 知事は、承認事業者との協議を経て借上型県営住宅等の名称が決定したときは、第11号様式により承認事業者に通知するものとする。

（地位の承継の手続き）

第12条 承認事業者の一般承継人又は承認事業者から借上型県営住宅等の敷地の所有権その他当該借上型県営住宅等の建設及び管理に必要な権原を取得した者（以下「一般承継人等」という。）は、第12号様式に、当該借上型県営住宅等の建設及び管理に必要な権原を取得したことを証する書類、その他必要書類を添付し、知事に提出するものとする。

- 2 前項の承認申請書の提出があった場合において、知事は、その内容を審査し、適当と認めるときは、承認するものとする。

- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに第13号様式により、一般承継人等に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月26日から施行する。